

年度 第 号

奨学資金給付証書

舟橋村奨学資金給与規則第6条の規程により、舟橋村奨学生に決定し下記のとおり奨学金を給与する。

記

1 金額 月額 円

2 期間 年 月 日 から 年 月 日

年 月 日

殿

舟橋村長

## 給付条件

- 1 休学したときは、その事由の発生した翌月から事由の止んだ月まで奨学資金を給与しない。
- 2 舟橋村奨学資金規則第10条各号に該当する場合は給与を取り消す。  
次の場合には保護者と連署の上、直ちに村長へ提出しなければならない。
  - (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
  - (2) 奨学生又は保護者の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
  - (3) 舟橋村奨学資金規則第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
  - (4) 奨学資金の給与を辞退しようとするとき。
- 3 奨学資金は、返還を要しない。ただし、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
  - (1) 舟橋村奨学資金規則に違反したとき。
  - (2) 虚偽の申請又は届出によって給与を受けたとき。